

## 砂利等採取に係る農地一時転用に関する農地復元方法等の見直し 及び事前打合せの実施について

農地法が平成21年12月15日に改正され農地転用が厳格化されたことに伴いまして、一時転用後の農地復元方法等を見直し厳格に行うことが必要となりました。

つきましては、今までは農地転用申請が提出された後、当農業委員会で現地確認等の作業を実施しておりましたが、これからは農地の一時転用後の農地復元等を充分検討し行うことが必要となってまいりましたので、農地の一時転用許可申請に関し、今後、申請書作成前に申請者との事前の打合せを行うことといたしました。業務多忙の事とは存じますが趣旨ご理解の上ご協力たまわりますようお願い申し上げます。

平成 22 年 6 月 1 日

中標津町農業委員会